



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○ 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	1
<b>告 示</b>	
○ 村営土地改良事業に係る換地処分の届出・2件（村づくり計画課）	2
○ 金武湾港宇堅海浜公園の利用料金の承認（海岸防災課）	2
○ 中城湾港安座真海浜公園の利用料金の承認（海岸防災課）	2
○ 都市計画事業の変更の認可・4件（都市計画・モノレール課）	2
○ 歳入の収納の事務の委託（県立離島児童生徒支援センター）	4
<b>公 告</b>	
○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）	4
<b>訓 令</b>	
○ 沖縄県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令（自然保護課）	4
○ 沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）	6
○ 沖縄県母子・父子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課）	6
<b>公安委員会事項</b>	
○ 行政不服審査手続規則の一部を改正する規則	6

## 規 則

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第10号

#### 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年沖縄県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第4号を次のように改める。

(4) 公益財団法人沖縄県農業振興公社

別表第1 建築物の部1の項(8)中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改め、同項(9)中「介護老人保健施設」を「介護保険施設」に改め、同部4の項(1)ウ中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改め、同部6の項(2)中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同部10の項中「第1条の2第2項」を「第1条第2項」に改める。

#### 附 則

この規則中第13条第4号の改正規定及び別表第1の改正規定（同表建築物の部1の項(8)の改正規定を除く。）は公布の日から、同項(8)の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

## 告 示

**沖縄県告示第215号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、伊是名村長から伊是名村インジウムイ原地区（農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県告示第216号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、多良間村長から多良間村水浜地区（農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県告示第217号**

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第13条第3項の規定により、次のとおり金武湾港宇堅海浜公園の利用料金を承認した。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 金武湾港宇堅海浜公園
- 2 指定管理者 那覇市西1丁目20番3号1階 株式会社T・K企画
- 3 利用料金の適用年月日 平成29年4月1日
- 4 利用料金の額

有料施設名	利用料金の額
駐車場	1回につき500円
シャワー	1回につき200円

**沖縄県告示第218号**

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第13条第3項の規定により、次のとおり中城湾港安座真海浜公園の利用料金を承認した。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 中城湾港安座真海浜公園
- 2 指定管理者 南城市知念字久手堅541番地 一般社団法人南城市観光協会
- 3 利用料金の適用年月日 平成29年4月1日
- 4 利用料金の額

有料施設名	利用料金の額
駐車場	1回につき500円
シャワー	1回につき200円

**沖縄県告示第219号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和56年沖縄県告示第145号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 南風原町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
    - (2) 名称 5・5・南1号黄金森公園
  - 3 事業施行期間 昭和56年 3月12日から平成34年 3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
- 

**沖縄県告示第220号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和57年沖縄県告示第148号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 八重瀬町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
    - (2) 名称 6・5・東1号東風平運動公園
  - 3 事業施行期間 昭和57年 3月8日から平成34年 3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
- 

**沖縄県告示第221号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第175号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 八重瀬町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称
    - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
    - (2) 名称 東1号西部ブラザ公園
  - 3 事業施行期間 平成4年 2月25日から平成34年 3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 変更なし
    - (2) 使用の部分 なし
  - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
- 

**沖縄県告示第222号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第436号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 八重瀬町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 4・3・東2号長田門原公園
- 3 事業施行期間 平成15年5月23日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第223号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年 3月28日

沖縄県立離島児童生徒支援センター所長 伊 集 涼 子

- 1 委託した収納事務 沖縄県立離島児童生徒支援センター使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社リウコム
  - (2) 所在地 那覇市久茂地1丁目7番1号
- 3 委託期間 平成29年2月28日から平成32年3月31日まで

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・那3号希望ヶ丘公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・那5号虎瀬公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

**訓 令**

**沖縄県訓令第6号**

環 境 部

沖縄県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県鳥獣保護管理員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県鳥獣保護管理員設置規程（平成4年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(7) 緊急に行う必要がある場合における傷病鳥獣の救護及び鳥獣についての感染症の発生状況等調査に関する初期対応

第7条に次のただし書を加える。

ただし、第4条第7号の職務に係るものは、口頭により命ずるものとする。

第8条中「第2号様式により環境部長」を「環境部長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定による報告は、定期的に行うことを指示した業務に係るものにあつては第2号様式によって、随時に指示した業務に係るものにあつては第3号様式によって行わなければならない。

第2号様式を次のように改める。

**第2号様式（第8条関係）**

鳥獣保護管理員定期業務報告書	
1 勤務場所	
2 勤務日時	日付： 年 月 日 ( ) 時間： 時 分 ~ 時 分 天候：
3 巡回ルート	
4 勤務内容	
(1) 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区等の管理	
(2) 狩猟取締りの実施並びに一般住民及び狩猟者に対する指導	
(3) 鳥獣保護管理思想の普及啓発	
(4) 鳥獣についての生息状況等調査	
5 当該地域の鳥獣保護及び管理に係る意見	
年 月 日	
沖縄県鳥獣保護管理員 氏名 印	

第2号様式の次に次の1様式を加える。

**第3号様式（第8条関係）**

鳥獣保護管理員随時業務報告書	
1 業務名	

2 勤務場所	
3 勤務日時	日付： 年 月 日 ( ) 時間： 時 分 ~ 時 分 天候：
4 勤務内容	
5 意見等	
年 月 日	
沖縄県鳥獣保護管理員 氏名 印	

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第7号**

子ども生活福祉部

沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程（平成23年沖縄県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「勤務する日」の次に「及び勤務時間」を、「所長が」の次に「別に」を加え、同条第3項を削る。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第8号**

子ども生活福祉部

沖縄県母子・父子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県母子・父子自立支援員設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県母子・父子自立支援員設置規程（平成24年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第3項ただし書に規定する」を「一般職の」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 公安委員会事項

**沖縄県公安委員会規則第2号**

行政不服審査手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

沖縄県公安委員会

**行政不服審査手続規則の一部を改正する規則**

行政不服審査手続規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「審査の」を「審理の」に、「審査手続」を「審理手続」に改める。

第5条第3項中「決定したときは」の次に「、申立てに関する通知書（様式第3号）により」を加える。

第6条第2項中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第7条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第8条中「当該申立人に対し」の次に「、口頭陳述期日等決定通知書（様式第6号）により」を加える。

第9条第2項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 公安委員会は、審査請求人又は参加人が補佐人とともに出頭することについて許可し、又は許可しないことを決定したときは、申立てに関する通知書により、当該審査請求人又は参加人に対し、速やかにその旨その他必要な事項を通知するものとする。

第10条中「様式第5号」を「様式第7号」に、「様式第6号」を「様式第8号」に改める。

第11条第1項中「様式第7号」を「様式第9号」に改める。

第12条第3項中「決定したときは」の次に「、申立てに関する通知書により」を加え、同条第4項中「様式第8号」を「様式第10号」に、「様式第9号」を「様式第11号」に改める。

第13条第3項中「決定したときは」の次に「、申立てに関する通知書により」を加え、同条第4項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条第5項中「様式第11号」を「様式第13号」に改める。

第14条第3項中「決定したときは」の次に「、申立てに関する通知書により」を加え、同条第4項中「様式第12号」を「様式第14号」に改める。

第16条第6号、第10号及び第13号中「および」を「及び」に改める。

第17条第1項中「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「様式第14号」を「様式第16号」に改める。

様式第14号を様式第16号とし、様式第5号から様式第13号までを2様式ずつ繰り下げ、様式第4号を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**様式第6号（第8条関係）**

口頭陳述期日等決定通知書	
年 月 日	
住所 氏名	殿
沖縄県公安委員会 ㊤	
沖縄県公安委員会に対する審査請求の審理のため、次のとおり口頭陳述の期日及び場所を決定したので通知します。	
審査請求の件名	
審査請求人の氏名	
日 時	年 月 日 午 時から 午 時までの間

場 所	
参 考 事 項	1 正当な理由がなく期日に欠席したときは、欠席のまま審理します。 2 病気その他の理由により期日の変更を必要とするときは、期日の前日までに当公安委員会に対して、期日の変更を申し出てください。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

**様式第3号**（第5条、第9条、第12条、第14条関係）

申立てに関する通知書	
住 所 氏 名 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 殿	沖縄県公安委員会 ㊟  沖縄県公安委員会に対する次の審査請求に関し、あなたの申立てを <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                         認めます。                          認めません。                     </div>
審査請求の件名	
審査請求人の氏名	
申立ての内容	
理由（認めない場合に記載）	



--	--

注 不用の文字は、二重線で消すこと。

**附 則**

この規則は、平成29年3月28日から施行する。

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社  
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4